

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第63号

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年岩手県規則第78号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第9条関係）			別表第2（第9条関係）		
貸付条件	区 分	添付資料	貸付条件	区 分	添付資料
[略]			[略]		
3 機器等が船舶安全法 第6条ノ4第1項の型 式承認を受け、同項の 検定に合格したもので あること。	[略]		3 機器等が船舶安全法 第6条ノ5第1項の型 式承認を受け、同項の 検定に合格したもので あること。	[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和3年11月20日から施行する。